

傷病手当金について(7/12)

協会けんぽGUIDEBOOK P.50参照



傷病手当金の支給額は？

傷病手当金の1日あたりの支給額は、「傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の協会けんぽの被保険者期間(任意継続の期間を含む)で継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額」です。給与や手当が支払われている場合は、支給額から差し引かれ、支給額以上の給与や手当が支払われているときは、その間、不支給となります。

※支給開始日とは、最初に傷病手当金が支給された日をいいます。

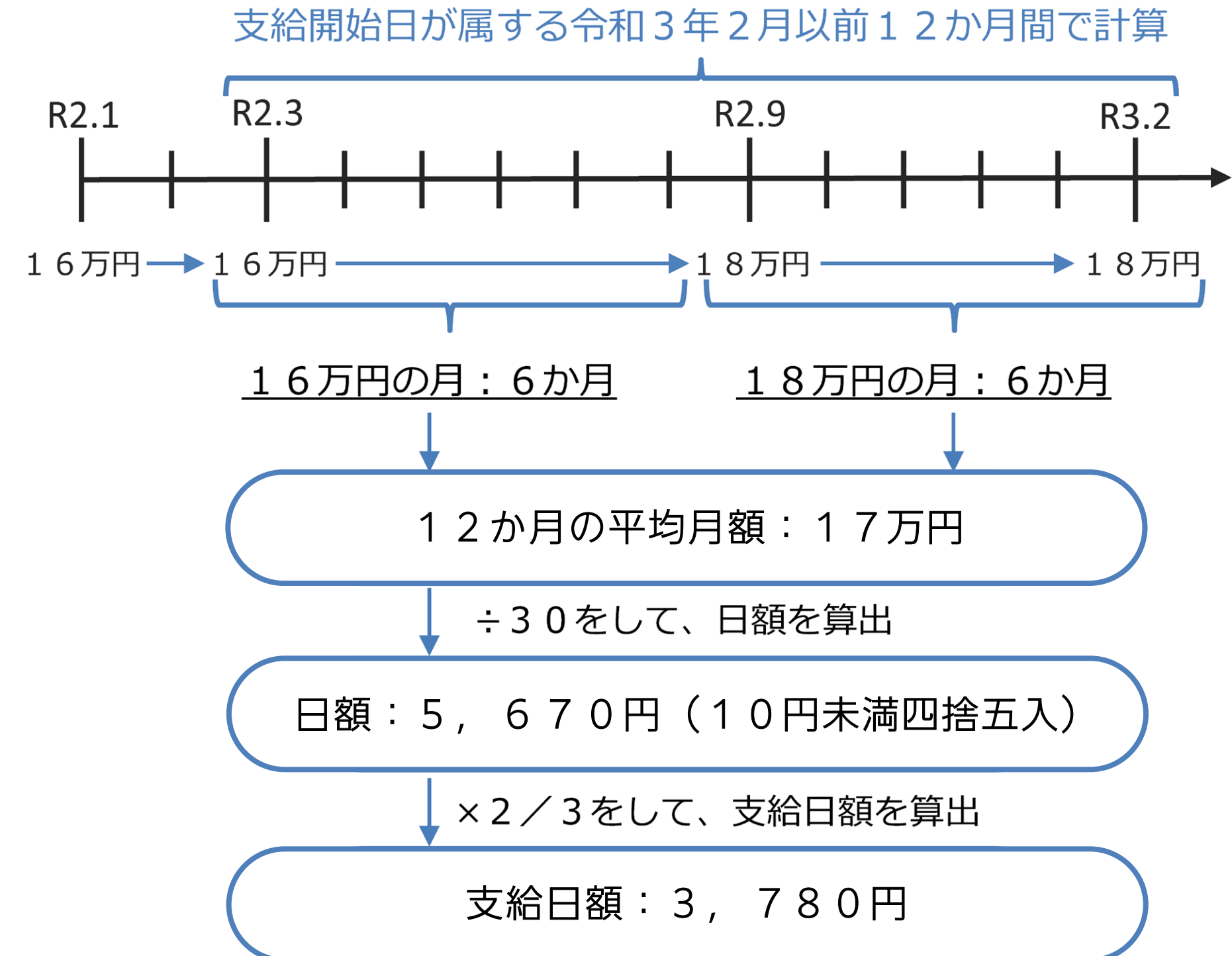
$$\text{支給総額} = \left(\frac{\text{直近1年間の標準報酬月額}}{\text{平均額の30分の1}} \right) \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

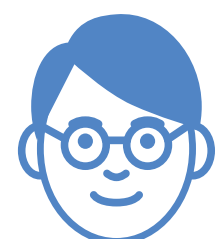
被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

傷病手当金の1日あたり支給額例

- 傷病手当金の支給開始日: 令和3年2月15日
- 標準報酬月額
令和2年3月～8月まで16万円
令和2年9月～令和3年2月まで18万円
- ②の額を平均した額
 $(16\text{万円} \times 6 + 18\text{万円} \times 6) \div 12 = 17\text{万円}$
- ③の額の30分の1に相当する額
 $17\text{万円} \div 30 \approx 5,670\text{円} (10\text{円未満四捨五入})$
- 傷病手当金の1日あたり支給額
 $5,670\text{円} \times \frac{2}{3} = 3,780\text{円} (1\text{円未満四捨五入})$

支給額例のイメージ図





退職などで資格喪失した場合はどうなりますか？

下記の①～⑤の要件をすべて満たす場合のみ、退職後も引き続き傷病手当金の支給を受けることができます。支給できる期間は支給期間を通算して1年6ヵ月です。ただし、下記⑤のとおり喪失後の支給期間は継続している必要があります。

任意継続被保険者である期間中に発生した病気・ケガについては、傷病手当金は支給されません。

- ① 資格を喪失した日の前日（退職日等）までに、1年以上の継続した健康保険の被保険者期間（任意継続の期間を除く）があること（協会けんぽや健康保険組合の加入期間を含み、国民健康保険等は含みません）
- ② 資格を喪失した日の前々日（退職日の前日）までに連続して3日以上休業し、資格を喪失した日の前日（退職日等）も休業していること
- ③ 失業給付を受けていないこと（併給不可。失業給付は働くことができる方に対する給付です）
- ④ 同一の傷病により、資格喪失後も引き続き療養のために労務不能であること
- ⑤ 労務不能期間が継続していること（断続しての受給はできません）

傷病手当金について(9/12)

協会けんぽGUIDEBOOK P.50参照



退職などで資格喪失した場合はどうなりますか？

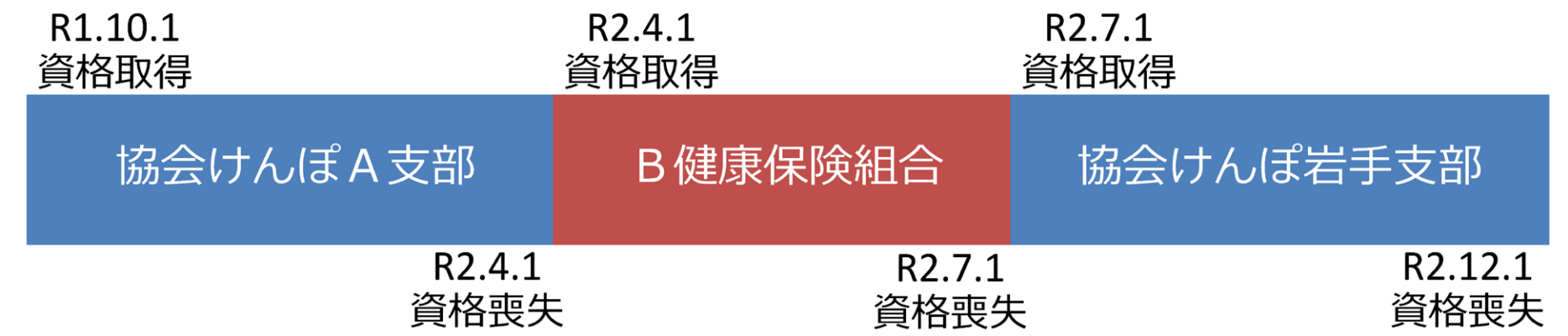
下記の①～⑤の要件をすべて満たす場合のみ、退職後も引き続き傷病手当金の支給を受けることができます。受給できる期間は支給期間を通算して1年6ヵ月です。ただし、下記⑤のとおり喪失後の支給期間は継続している必要があります。

任意継続被保険者である期間中に発生した病気・ケガについては、傷病手当金は支給されません。

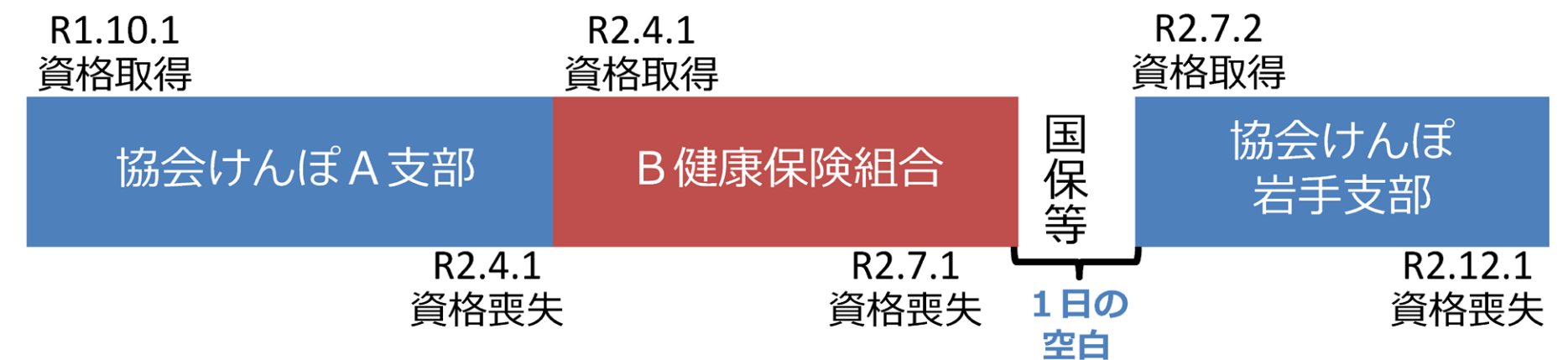
- ① 資格を喪失した日の前日(退職日等)までに、1年以上の継続した健康保険の被保険者期間(任意継続の期間を除く)があること(協会けんぽや健康保険組合の加入期間を含み、国民健康保険等は含みません)
- ② 資格を喪失した日の前々日(退職日の前日)までに連続して3日以上休業し、資格を喪失した日の前日(退職日等)も休業していること
- ③ 失業給付を受けていないこと(併給不可。失業給付は働くことができる方に対する給付です)
- ④ 同一の傷病により、資格喪失後も引き続き療養のために労務不能であること
- ⑤ 労務不能期間が継続していること(断続しての受給はできません)

補足説明

①について



⇒被保険者期間が一日も途切れることなく1年以上継続しているため、資格喪失後も継続して給付を受けられる。



⇒被保険者期間に一日の空白があり、最後の被保険者期間も1年以上ないため、資格喪失後の継続給付は受けられない。

傷病手当金について(10/12)

協会けんぽGUIDEBOOK P.50参照



退職などで資格喪失した場合はどうなりますか？

下記の①～⑤の要件をすべて満たす場合のみ、退職後も引き続き傷病手当金の支給を受けることができます。支給できる期間は支給期間を通算して1年6ヵ月です。ただし、下記⑤のとおり喪失後の支給期間は継続している必要があります。

任意継続被保険者である期間中に発生した病気・ケガについては、傷病手当金は支給されません。

- ① 資格を喪失した日の前日(退職日等)までに、1年以上の継続した健康保険の被保険者期間(任意継続の期間を除く)があること(協会けんぽや健康保険組合の加入期間を含み、国民健康保険等は含みません)
- ② 資格を喪失した日の前々日(退職日の前日)までに連続して3日以上休業し、資格を喪失した日の前日(退職日等)も休業していること
- ③ 失業給付を受けていないこと(併給不可。失業給付は働くことができる方に対する給付です)
- ④ 同一の傷病により、資格喪失後も引き続き療養のために労務不能であること
- ⑤ 労務不能期間が継続していること(断続しての支給はできません)

補足説明

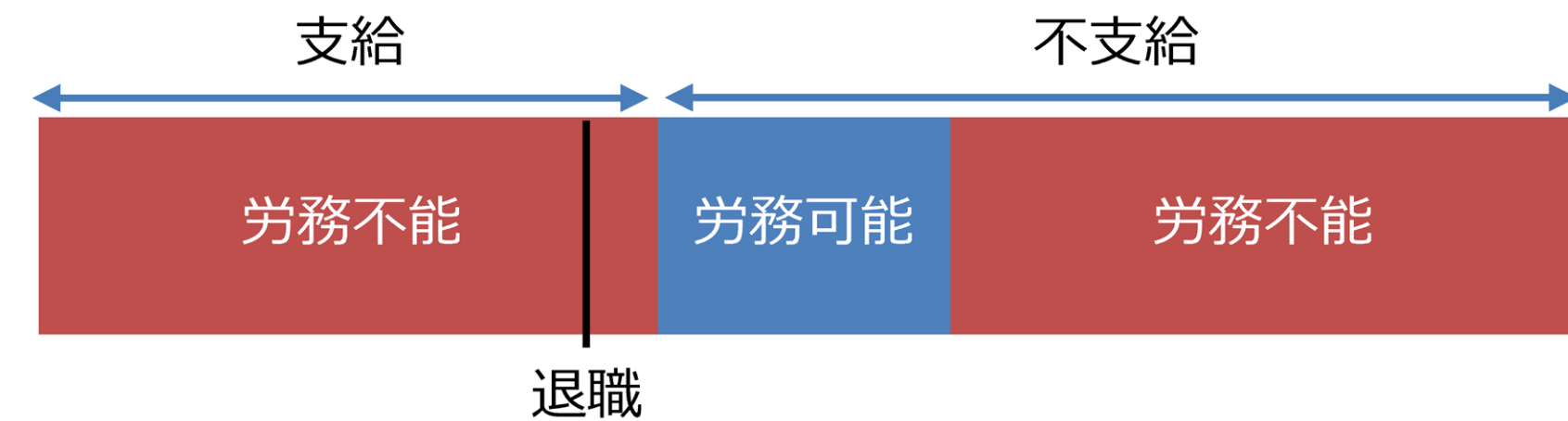
②について

退職日の前日までに待期が完成しており、かつ、退職日も休んでいることが必要です。



⑤について

退職後の期間の傷病手当金断続して受けることができません。



一旦労務可能となり支給が中断した場合はその時点で支給権が消滅します。その後再び労務不能となっても傷病手当金は支給されません。

傷病手当金について(11/12)

協会けんぽGUIDEBOOK P.50参照

Check

傷病手当金の金額が調整されるケース

以下の場合、傷病手当金の金額が調整されます。

- ① 給与・手当が支給されている場合
- ② 傷病手当金と同じ傷病等で障害厚生年金または障害手当金が受けられる場合
- ③ 退職後に老齢退職年金が受けられる場合
- ④ 労災保険から休業補償給付を受けているときに、業務外の病気やケガで仕事に就けなくなった場合
- ⑤ 出産手当金の支給を受けている場合

①～⑤の給付等の1日あたりの金額が

傷病手当金の1日あたりの金額より低い場合

①～⑤の給付等の
1日あたりの金額 < 傷病手当金の
1日あたりの金額

1日あたりの金額の差額を計算して、
傷病手当金が支給されます。

傷病手当金の1日あたりの金額より高い場合

①～⑤の給付等の
1日あたりの金額 > 傷病手当金の
1日あたりの金額

その期間の傷病手当金は支給されません。

傷病手当金支給申請書の記載例は『健康保険制度・申請書の書き方』21ページ参照

傷病手当金について(12/12)

協会けんぽGUIDEBOOK P.50参照

Check

傷病手当金の金額が調整されるケース

以下の場合、傷病手当金の金額が調整されます。

- ① 給与・手当が支給されている場合
- ② 傷病手当金と同じ傷病等で障害厚生年金または障害手当金が受けられる場合
- ③ 退職後に老齢退職年金が受けられる場合
- ④ 労災保険から休業補償給付を受けているときに、業務外の病気やケガで仕事に就けなくなった場合
- ⑤ 出産手当金の支給を受けている場合

①～⑤の給付等の1日あたりの金額が

傷病手当金の1日あたりの金額より低い場合

①～⑤の給付等の1日あたりの金額 < 傷病手当金の1日あたりの金額

1日あたりの金額の差額を計算して、傷病手当金が支給されます。

傷病手当金の1日あたりの金額より高い場合

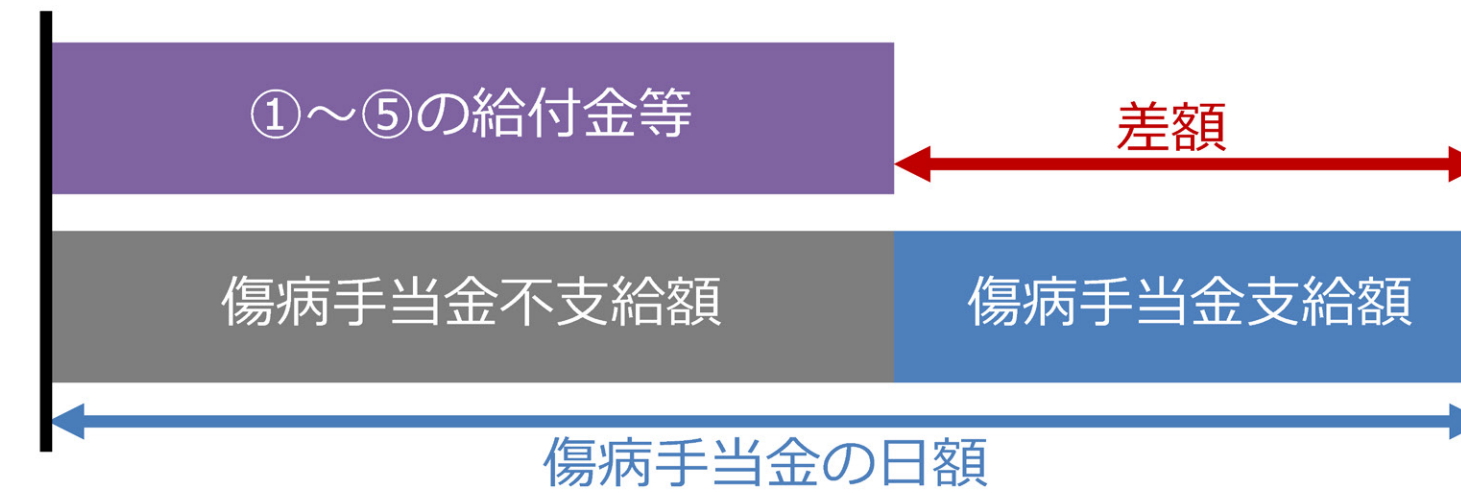
①～⑤の給付等の1日あたりの金額 > 傷病手当金の1日あたりの金額

その期間の傷病手当金は支給されません。

傷病手当金支給申請書の記載例は『健康保険制度・申請書の書き方』21ページ参照

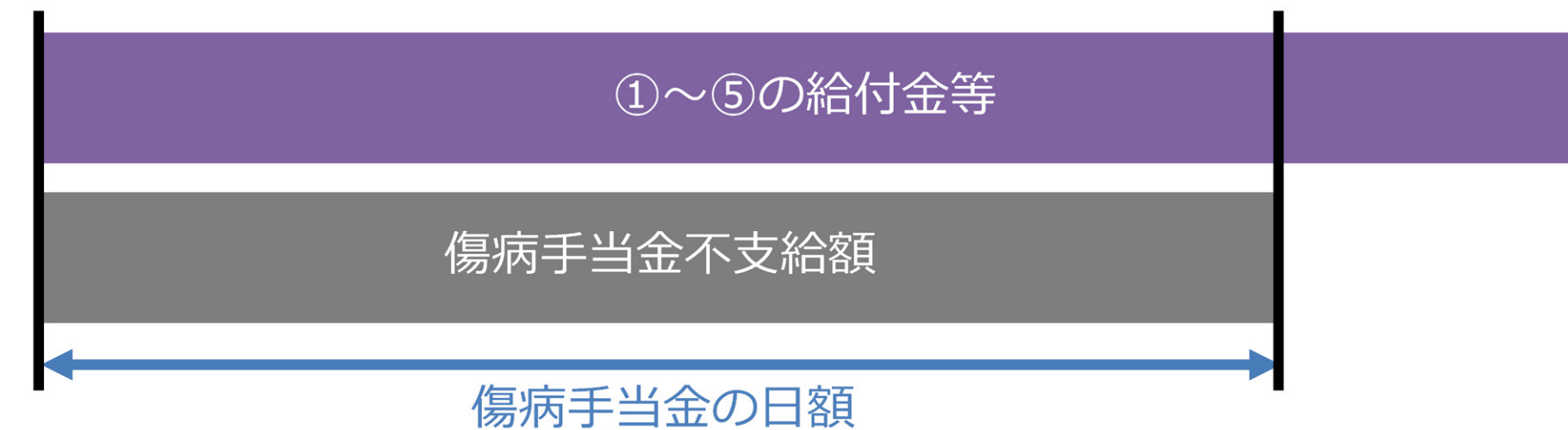
金額調整のイメージ

▶ ①～⑤が傷病手当金の1日あたりの金額より低い場合



⇒ 差額が支給されます

▶ ①～⑤が傷病手当金の1日あたりの金額より高い場合



⇒ 全額不支給となります

傷病手当金について(まとめ)

- ① 傷病手当金は、被保険者が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときに給与の3分の2相当が支給される給付金です。
- ② 連続して3日間仕事を休んでいた（待期期間）場合に、4日目から支給となります。
→待期期間の3日間は傷病手当金は支給されません。
- ③ 傷病手当金が支給される期間は最大で1年6か月分です。
→通算して1年6か月分となります。